

第三十八回 参議院地方行政委員会會議録第二十号

昭和三十六年五月十一日(木曜日)

午前十時五十二分開会

委員の異動

四月二十八日委員後藤藤義君辞任につき、その補欠として郡祐一君を議長に

五月八日委員榊繁夫君及び赤松常子君辞任につき、その補欠として秋山長造君及び基政七君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 小林 武治君
鍋島 直紹君
鈴木 壽君
基 政七君

委員

小柳 牧衛君
西郷吉之助君
西田 信一君
湯澤三千男君
占部 秀男君
加瀬 完君
松永 忠二君
杉山 昌作君
相馬 助治君

委員外議員

相馬 助治君

國務大臣

自治大臣 安井 謙君

政府委員

自治政務次官 渡海元三郎君
自治省行政局長 藤井 貞夫君

事務局側

常任委員 福永与一郎君
会専門員 廣君

説明員

自治省財政局長 茨木 広君
財政再建課長 廣君

本日の會議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(栃木県桑畑村の町村合併問題に関する件)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから委員會を開会いたします。

まず、委員の異動について報告いたします。

四月二十八日付をもって委員後藤藤義君が辞任され、その補欠として郡祐一君が委員に選任され、五月八日付をもって委員赤松常子君及び榊繁夫君が辞任され、その補欠として基政七君及び秋山長造君が委員に選任されました。

○委員長(増原恵吉君) 理事補欠互選の件についてお諮りいたします。

ただいま報告の通り、理事基政七君が一たん委員を辞任されましたため、

理事一名が欠員となっておりますところ、基政七君が再び委員に選任されましたので、この際、基政七君を理事に指名いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(増原恵吉君) 本日は、地方自治法の一部を改正する法律案、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案及び地方財政法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜、一括して議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○加瀬完君 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案について伺います。

提案理由に、これを提案するものもろの条件が述べられておるわけでございしますが、もう少し具体的に、特に公共事業にかかる国の負担割合の特例をこの際法律化しなければならぬ理由を、できるならば具体例をあげて御説明下さいませんか。

○政府委員(渡海元三郎君) 御承知の通り、近時わが国の経済は非常に高度な成長を遂げて参りましたところ、この発達のため、地域間の格差、あるいは産業別の格差、あるいは構造別の格差といふものが非常に拡大する傾向にあると

いうことは御承知の通りでございます。この点、地域間の格差を是正するためにも、産業の基盤となる公共事業を積極的にやりやすいように、国土全般にわたるところの総合的な向上、

発展を期さなければならぬのでございしますが、他面、地方財政の面からこの地域の公共事業がやれぬ傾向にあることも、ただいままでの経験から見ても明らかでございます。これらの点を是正いたしましたして、いわゆる後進地域に

対する公共事業を財政面から圧迫するようにならぬこと、受け入れやすい観点に立ちまわして公共事業を起し、経済基盤を充実いたしまして、もって国土全般にわたる均衡ある発展を期さなければならぬ、このようなことから今回の措置をとりました次第でございます。

具体的な内容につきましては、これはもっぱら地方財政の今までの財源が非常に貧困であったという点にも、基因する点が多々ございすけれども、公共事業の返上というふうなことも行なわれてきたことは事実でございます。重点的に施行する意味におきまして、いわゆる各府県の財政的な事情から、ぜひとも必要とする公共事業が行なわれていなければならない点も事実でございます。こういう点を今度なくいたし、むしろおたくれております。こういうような地域を積極的に公共事業を推進することによって国土全般にわたるバランスをとった発展に寄与し

たい、これが今回この法律を提出いたしました趣旨でございます。

○加瀬完君 この国の経済の高度成長に伴って地方によりましては非常な地域格差が生じておりますので、産業基盤の基礎である公共事業をその格差の下の地域に及ぼすためには、どうしても公共事業を広げなければならぬ。この

のが御説明の要点でございます。ところが、御説明の中にもありました通り、地方財政が貧困のために公共事業を返上する実例もある、こういうこともあわせて、今度のこの法律によりまして解消したいというねらいのようであり

ますが、それならばむしろ問題の地方財政の貧困を救うためには、交付税そのものの絶対額を増加させるという方法をとるのが先決ではないか。交付税を少しもいじらないで、その交付税のワツクの中で一部の地域の公共事業というものをだけをやります、それは地方財政全般の地域格差を埋めることにはならないと思つたのですが、この点はどうでしょう。

○政府委員(渡海元三郎君) 御指摘の通りでございます。地方のこういう事業の発展、産業基盤をつちかうたためには、一般的に地方財源を充実して立ちおくれしておりますところの社会資本と申しますか、公共投資と申しますか、現在のわが国の産業状態あるいは国民の生活の水準から著しくおくれ

しておりますところの公共施設を充実さし

たい、これが今回この法律を提出いたしました趣旨でございます。

ていくというところのためには、何と申しましても一般財源であるところの交付税の率を引き上げて行なうということが根本であることはもとよりでございます。しかし、これは交付税のみに限らず、地方税財政を通じて地方財源の充実をはかることは当然努力もしい、この充実を期さなければならぬといふことは根本でございますが、しかしながら、制度の建前上、交付税はあくまでもこれは一般財源でございます。まして、交付税の算定基準で、税法でも今委員会にかかりまして予備審査をいたしておりまして、一般財源としての立場の交付税をもって解決をはかることはできない。従いまして、特定の各府県に行ないますところの必要な公共事業そのものの量が多いかを申しまして、その県に特に交付税をふやすという措置をするには、交付税のあり方というものを考えまして、理論的に行なえない性格のものじやないかと考えます。各府県が具体的な公共事業を行なうためには、どういたしましてこの事業にかかるところの国庫補助率そのものを上げることによって行なうというのが財源の性格のあり方から見て当然であろうと思ひまして、一方、交付税の引き上げによりまして、地方自治体全般の財源の充実をはかるとともに、他面、具体的な公共事業をやりやすくするために、公共事業の補助率の引き上げというものを本法案によりましてぜひ行なう必要があるかと考えまして、このたび、そのような方法をとった次第でございます。

○加瀬完君 自治省は、昨年の財政計画の方針として、公共事業のうちで、特に国の直轄事業の負担というものを

地方に一切かけないと、国の直轄事業は全部国でまかなわせないという方針を打ち出したわけですから、これは、こういう傾向というものは一応あつたはずをしまして、公共事業というものを考えて公共事業を推進するといふならば、現在のようによつての事業がその地域の負担を伴うという方法をやめて、去年の自治省の考えのようにならば、直轄事業は国が負担をするに、少なくとも直轄事業は国が負担をすることができるといふ方針は貫かれるはずだと思ふ。今のような現行制度のままを貫くとするならば、これは一般財源で公共事業がまかなえるように一般財源をふやしていく。一般財源のうち不足分が交付税でまかなわれるという建前は、私は、くずしてはまいと思ふ。といふことは、一つのこれは逃げ道だと思ふんです。直轄事業というものを、今まで自治省が主張していたような形にならないので、といって、地方は地方財政の貧困から公共事業返上論さえ起こる。返上しないで公共事業をやってくれ、そのかわり、必ず地域格差の低い所に対しては消化できるよ様に財源措置を講じてやる。これは便法にしかすぎないと思ふ。これだつてまだ落ちこぼれができてくると思ふんです。あとで質問いたします。一体、基本的な方針というものを引つ込めてしまつて、こういう便法をとらなければならなかつた理由はどこにありますか。

○政府委員(渡瀬元三郎君) 私、御質問の要旨の点であるいは間違つておりましたら御了解願ひたいのでございますが、直轄事業を全額国庫負担と申しますか、できる限り国の費用をもつ

てこれを行なうということは、私たちが、現在の直轄事業に対するところの国の補助率が国と地方の事務分量から申しましてそれ相当の額になつておるかどうかという点につきましては、いまだ少し補助率を上げていただければいいのじやないか。もちろん、直轄事業の中にも、同一の補助率ではございせん。特に海岸のごときは、府県の補助事業と同じように二分の一といふような数字でございまして、これなんかぜひ上げていただかなければならぬといふのでございまして、昨年来考えておりますこの方針と自治省は後退したんじゃないかという御意見でございますが、これらについては、全然後退をしておると思つておりません。引き続きそういつた方向に努力はしていきたく、このように考えております。しかしながら、直轄事業であるからというので全額を国が持つべきである、全然地方に負担をかくべきでないかどうかという点につきましては、やはりその地方に及ぼしますところの応益的な負担、地方財政の実情に応じて何がしかの負担をしていただくということも、また現在の公共事業のあり方から見て一つの理論があるのでなからうかと、かように考えております。要は、率の問題でなからうかと、かように考えておりました、この努力に對しましては、決して昨年からことしにかけましてこの法律に後退したとかなんとかという意味ではないと考へております。ただ、昨年度出しました直轄事業に對するところの問題は、直轄事業に對するところの負担金を当然県が行なわなければならぬのに、その県の負

担すべき一部を関係市町村にまたこれを転嫁しておるといふふうな実情で、財政を乱すおそれがございまして、この分をなくするように財政法を規制いたしまして、この分にかかわるところの府県の財政を交付税の地方財政計画の中に組み入れて、交付税の算定基準の中へ入れまして、たしか金額は二十億であつたと思ひましたが、そういうふうな法律を制定していただきまして、本年の四月一日からこれを実施するようになった。この分に對しましては、昨年の交付税率の算定の基準をそのまま本年も実施しておりますので、昨年に引き続きそのような措置で本年度の交付税の配分におきまして実施されておる。決して後退はいたしてないと思つておるのであります。本年のこの措置は、今申しましたような点の転嫁というよりも、むしろ積極的に公共事業を、いわゆる貧弱府県の公共事業を積極的に受け入れることを容易にし、その地方におけるところの公共事業量を財政面から押えられるようなことのないようにやつていきたく、このようにして国土全般にわたるところの均衡ある経済基盤の充実をやつていきたく、このような方針で成り立させていただくように提出いたしました次第でございます。

○加瀬完君 二つの点で私は疑問がある。公共事業、しかも、それは国が計画をした公共事業を推進することが必ずしも地方の意思ではない場合もあり得る。もっと、指定された公共事業以外の仕事をやりたくても、地方としては財政的には公共事業に財源を振り向けるために、地域としては優先させた事業も計画を変更しなければならぬ

いということもあり得る。要は、公共事業を推進するという計画につれてこういう法案が出てくるわけですから、地方としては、そうではなくて、公共事業ももちろん含むけれども、全体の地方の事業を進めるといふ財源をどうして与えてもらえるかというところが問題ではないか。そういう趣旨から言つて、これは便法だといふことが言われるのじやないかといふのが一点、もう一つは、公共事業の負担について、いつも応益原則といふのを言われる。広義に解釈すれば、日本じゅうどこで事業をやつたつて応益でない所はないかもしれませんけれども、具体的に例を出すと、東京から仙合なら仙合に直線の高速道路なら高速道路といふものができると。埼玉なら埼玉の農地は何町歩かつづける。そのつづされた埼玉の住民は、応益の原則といふものが直接的には存在しないと思ふ。耕地が失われると、生活の基がくずれてくる。しかも、交通事故のようなものがあり得ると、そこをひんびんに通るダンブカーから直接的な利益といふものは何らなし。差引すれば、むしろ住民としては通つてもらいたくない所に道路が通されたということにもなりかねない。しかし、これも公共事業という原則は、極端に言えば応益があることを認めて負担というものがかけられる。それはすべての直轄事業を全部国が負担しろ、手の裏を返すようなそういう方法に改めるといふことを言へば、これはできない相談だといふことがあるかもしれないけれども、今までの公共事業の性格といふものは相違なく、なる応益の原則といふものは相当くずれてきた。これを勘案して少なくとも

こういう便法で公共事業を進めるといふことを第一に考えるのじゃなくて、地方財源は地方財源で十分にまかなってやる。公共事業は公共事業で国の財源措置に基づいて進めてゆく、こういう方法をやるのが私は原則としては正しいじゃないか。自治省も大体そういう方向をとっておいたけれども、今までの自治省の考え方からすれば、これはちょっと抜けて道になるのではないか、こういう点なんです。

○政府委員(渡海元三郎君) 第一点の点でございますが、公共事業を受け入れる、これも必要であるが、これを受け入れる財源の地方負担分を使うことよりも、その地方負担分にある金でむしろそれより以上にやりたい県の単事業があるわけなんだと、これを総合的に県としてはやりたいんだと、だから、この方だけをやらずに一般財源でふやしてやったらいいじゃないか、まあ御議論ごもっともでその通りでございます。一般財源を付与するということの必要性は、先ほどの御質問に答えましてお話しさせていただいた通りでございます。一般財源を付与するということも、単独事業がぜひとも思うようにできましように、この増加に努めていきたいというので、本年度の地方財政計画におきましても、格差是正等を合わせて八億四千八百四十八億でございます。増加させていたというように、増加させていたというように、しかしながら、一般財源の性格というものは個々に行なわれる公共事業そのものと結びついてのものではないと、現存の財政のあり方をなごましませんし、現在の財政のあり方をなごましませんし、必要な公共事業、行なわなければならぬ公共事業を受け入れるのが困難

な財政的な府県があることは事実でございます。この分は一般財源の性格上これを適切にその必要とする地方団体に付与することはできませんので、このような方法によりまして個々の公共事業につきましても財源付与を与えていくというふうな方法をとった次第でございます。

第二点の御指摘でこのごろのようないわゆる公共事業の計画性というものが非常に重要とされる時代になりましたから、ただいま御指摘のような御疑問の点があるという事はこれは事実でございます。従いまして、私達はこれらに対処するよういつた国と地方の事務と申しますか、事業量の配分の観点からながめまして、それに応ずるような財政的な国の費用と地方の負担の割り前というものをきめる、できるだけそういつたもつぱら地方の利点より国家的な面から計画されるところのものにつきましても、でき得る限り補助率を引き上げるといふことに対しては、御指摘の通り努力をして参らなければならぬ、このように考えましても、絶えずその方面に向かっても努力いたしておるのでございますが、しかしながら、この法律がそれができないための便法であるという点は、個々の事業の性格もそういつたものでなければならず、各地方の財政に応じてやるという方法によりまして、より適切にこの法律によって行なわれるのはなからうか、かように考えます。決してたゞいま申された自分の抜けどをここに求めたという意味ではなく、むしろ財政力に応じて、しかも、その地方ごとにやりたい公共事業をやる場合

に、適切にそれを財源を付与するといふ方法はこういつた公共事業そのものに対する補助率を引き上げると、しかも、それを財政力によりまして補助率の加減あんばいをしてゆくということによつてより具体的より適切に行なわれるのはなからうか、このように考えておるわけでございます。

○加瀬完君 私後進地域にいずれの方法にしても財源を与えてやるという原則に反対をするものではないわけですが、しかし、このような方法で与えることよりも、特に一般財源そのものをふくらますという方法を考えなければ、公共事業はこれに進むかもしらぬけれども、また跛行的な進行になつて、公共事業は進んだが、今度はその他の事業は進められないことにもなりさういふ進まないことにもなりかねない。そうではないかと、公共事業そのものも消化できないのは、一般財源そのものが貧弱だからということなんです。一般財源そのものをふくらます原則をもっと充実してやらなければ、後進地域の開発にはならない、こういう考え方に私は立って、もつとより以上進進地域に一般財源をふくらます方法を考える、その原則を今まで主張しておいた自治省が公共事業の推進だけ先に取り上げるということ、これは、大元が忘れられることになつて一種の便法ということになるのじゃないか、こういう意味で申し上げたわけなんです。そこで質問を元に戻しますが、一般財源が後進地域では非常に貧弱なんです、これは単に負担割合の特例だけを設けても、一部は、公共事業分だけ解消されるけれども、他の分は問題の解決にならない、これは一体どうし

ていただくのでしょうか。

○政府委員(渡海元三郎君) 一般財源を充実しなければならぬということにつきましても御意見、御質問を承りました。まことにごもっともでございます。私達も絶えずその方向に進みたいと思っております。幸いにいたしまして本年度は地方税の伸び、国税の伸びに基づきますところの交付税の伸び等によりまして、昨年度に比べまして地方財政計画も国の予算の伸びと同程度の二四・三〇の伸びを示したのでございますが、この伸びの中で、特にいわゆる投資的経費が平均二四・三〇の経費は三四・五〇になったと思はれますが、計画を立て得たということ、これらに対処するところの一般的な財源が経済界の好転等によりまして相当充実することができたのじゃないか、しかしながら、これをもつと十分とする御指摘のようには正確に公共事業は伸びてゆくと、これに付属するところの、当然これに関連して行なわなければならぬような、県の単独して行なうべき事業がおかれて、むしろびつこのような県政の運営が行なわれるのではなからうかという御心配のあることは、ごもっともでございますが、私達もそのようなことのないようにするため、財政計画におきましても、できるだけ投資的経費の中でも単独事業を行ない得ますように、先ほど申しましたように八億四千八百四十八億という数字の画期的な単独的経費の増加を見込んでおるわけでございます。なお、それをい

たしまして、貧弱な府県に對しましての一般財源は容易でない、かように

考えますので、交付税の配分等におきましても、ただいま御審議を願つておきますところの地方交付税の配分の中におきまして、一般財源におきまして、このような事業が貧弱府県におきましても行ないやすいように、各細目について数字はちよつと今私資料を持っておりませんから申し上げかねますが、貧弱府県に對するこのような事業の単位費用を引き上げることによりまして、富裕団体にひけをとらないような公共投資が単事業においても行なわれましように、一般財源の付与を傾斜的にさういつた財政力の弱い府県に持つてゆきますように、このたびの交付税の措置によりまして実施をさせていただきます。

○加瀬完君 今まで大蔵省の主張は、交付税の総額を伸ばさないで、一定額の中で配分方法を変えて、極端に言うならば、割合に潤沢な県にやっておいた交付税はなるべく頭を押えて、その分を貧弱県あるいは貧弱団体の方へ流そうという、こういう考え方に立っておいた。自治省は、そうではなくて、行政水準そのものが低いから、交付税も含めての一般財源がもつとふくらんでこなければ自治省が考えているような行政水準の維持はできないのだから、一定のワックの中で交付税だけのやりくりで格差を埋めようというところは、非常に地方にとっては、これは行政水準の低下を来すおそれがある、この御主張なごましておいた。今度のような方法は、これは大蔵省案に一步步み寄つたということに、私は解釈できると思う。なぜかと言いますと、昨年と比べて、財政計画の中では八百

何十億という事業費がふえておりま  
す。しかし、個々の団体を比べてみる  
と、それじゃ財源が全部交付税等の自  
然増によってふくらんだかという  
と、それはいいと思う。たとい  
ば、昨日も私どもの党に問い合わせが  
あったわけでありまして、岐阜県の美  
濃加茂市ですか、では、予算外契約と  
して次のような点を議決しているの  
ですね。それは、市庁舎と橋梁のかけか  
えの費用に、一般の住民から寄付の申  
し入れを受けたとしてあと五カ年計画  
で寄付金を元金としてこれに利子をつ  
けて返済をする、こういう議決をし  
ておる。交付税その他の一般財源が充  
てられておるときに、どんな頭の  
狂った理事者でもこんなへんちくりん  
な議決をするはずはないと思う。財政  
がどうにもやりくりがつかないので、  
背に腹はかえられないというので、実  
際は借入金ですが、しかし名目は寄付  
金として、それを受け入れた場合、先  
ほどちょっと説明を落としましたが、  
報奨金という名目で元利合計を五年間  
の計画で分割で支払う、こういう議決  
をしておる。こういうことが行なわれ  
てはるといふことは、すなわち、財源が各  
団体間には十二分には潤っておらない  
ということなんです。ですから、一般財  
源そのものをふくらますことを考えな  
いで、こういう便法を幾通りやっ  
つて、これは個々の団体が今政務次官が  
御説明なさるような形で交付税の自然  
増があるから、ことしは相当新しい事  
業が進められるということには私はな  
らないと思う。

質問を整理いたしました、まあその  
例をあげましたから、行政局長がい  
らしておられますから、そういう議決、

これをどうお考えになりますか。ま  
た、そういう議決をしなければなら  
ないような実情というものを認めら  
れませんか。理財課長でもよろしゅう  
ございませう。それは特例であつて、  
他の全部の団体が十二分に交付税その  
他で一般財源が潤っているとお考えに  
なりますか。

○政府委員(渡瀬元三郎君) 具体的な  
問題につきましては局長、課長から御  
答弁させていただきますが、全般の大  
蔵省の考え方は、現在持っております  
地方交付税——地方の財源を富裕府県  
から貧弱府県へこれができるだけ移す  
ことにおいて地方団体間の均衡もこれ  
ていく。これに對しまして自治省は現  
在の行政水準が低いのだ、だから、富  
裕府県といえども、持っていくような  
余裕財源はないんだという主張を続け  
ておる。これが後退したのじゃないか  
というふうな御意見でございませう  
が、私が先ほど答弁いたしましたのは、  
決してそうでございませぬ。現状  
でもそう考えております。ただ、本年  
度増加しました分の行政水準の引き上  
げに使用します過程におきまして、増加  
しました分を、富裕府県に対しては少  
なく、いわゆる貧弱府県に対しては多  
く一般財源を与えるというふうにし  
ます分を傾斜配分的に行なうことにし  
て、決して現在の行政水準というもの  
を富裕府県といえども私たちが万全で  
あるというふうなことは考えておりま  
せんので、今後とも今までの方針は堅  
持して参りたい。しかし、そのように  
しまして措置をいたしまして、ただ  
いま御指摘になりましたような税外負  
担的な行為が行なわれているのは個々  
の市町村におきましては事実でござい

まして、ただいまの御指摘、私、実例  
は知りませんが、そのような町村もあ  
るといふことは事実でございまして、  
私たちが今、本年はよくなつていて  
と、こう申しましたのも、これは相対  
的な議論でございまして、これをもち  
て十分であるかという点を考えました  
なれば、今御指摘のような市町村が多  
あることは事実でございまして、今  
後ともこの財源の充実をはからなけ  
ればならないという事は、加瀬委員  
が御強調されました通り、私たち  
も同感でございまして、今後ともそ  
の方針を進めたい、かように考えてお  
ります。

なほ、具体的なことにつきましての  
御答弁は、局長、課長からちよつと。  
○政府委員(藤井貞夫君) 御指名がご  
ざいましたので私からもお答え申し上  
げておきたいと思つて、美濃加茂  
市のたぐいまつた話になりました実例  
につきまして、私、今のところ初め  
て聞きましたので、承知をいたしてお  
りませぬ。どういふ事情でそういうふ  
うになつたものか、その寄付金自体と  
いうものが、いわゆる受益者負担金と  
いうものに当たるものなのか、そうで  
なくて、単なる一般財源というものが  
不足をするというためにこれを寄付金  
の形で求めて、それを後年度にわたつ  
て報奨金という名において返していく  
というものでありますれば、これはや  
はり後ほど理財課長からも御答弁申し  
上げると思つて、これは起債の一  
種の抜け道という事で、脱法的な措  
置であるという見方も成り立ち得ると  
思つております。その点は関係の課  
の方から十分調査をさせて善処をいた  
したいと思つておりますが、こういう

ような非常に苦しいろんな抜け道を  
考え出させるようなことに追い込んで  
いくという事は、やはり全般的に  
言つて財源というものが、やはり全般的に  
したけれども、まだまだ十分でない  
というふうなことが原因になつてきて  
いることには、これは私間違ひのな  
いことだと思つて、こういう変つて  
なやり方でもって事柄を処理してい  
くという事は、十分にやはり財源措置  
が講じられておりますならば、そう  
いふことをやるはずは御指摘の通り  
いふことではないと思つて、  
そういう点において経済界の好況  
の他でも、やや地方財政という  
のは好転をしかけておりますけれど  
も、まだまだあるべき行政水準を維持  
していくために必要な財源の裏づけと  
いうものについては十分であるとい  
うものところには至つておらな  
い。われわれもいたしまして、行政  
水準確保という点と、それを充足する  
に足るだけの財源確保という点につ  
きましては、今後ともあらゆる努力を傾  
注をいたしまして、今お話しになりま  
したようなそういう変則的な、また、  
場合によつては脱法的な措置に出るこ  
とのないように、その実態というもの  
を是正する必要があるのではないかと  
いう感じを持つておる次第であります。

○説明員(茨木広君) ただいまの御質  
問の財源の付与の問題でございませ  
うが、地方公共団体に財源を与えます方  
法といたしまして、大きく三つあるわ  
けでございまして、この中の、自治省  
といたしましては、第一番目は固有  
の財源でございまして、第一義とい  
つて与えるという事を第一義とい  
たしておるわけでございます。で、こ

の点についてはなおいろいろ不十分な  
点もございまして、現在、税制調査会  
等においていろいろ御審議をいたされ  
ておるわけでございます。どうしても  
やはり団体間におきましては、税収だ  
けで十分財源を得るというわけに参り  
ませんので、その次の段階をいたしま  
しては、今いろいろの御意見がござい  
ました地方交付税制度をもつてこれを  
補つていく、こういう考え方を  
とつておるわけでございます。これに  
つきましては地方交付税法の中にござ  
いますように、現在の制度をいたしま  
しては、国税の三税と一定の率をもつ  
てリンクをする、で、相当その財源の  
付与から見まして差が出ました場合に  
おいては率を動かすと、こういうよう  
な制度になつておることは御案内の通  
りでございます。本年の事情をいたし  
ましては、国もそうでございますが、  
地方も相当税収が伸びる、それから国  
税の方の伸びましたものは返りが  
交付税の方に返つてくるというふうな  
事情もございまして、交付税の方の本  
来の率につきましては、政府側をいた  
しましては、現状でもつていく、こ  
ういふ考え方をいたしたわけござい  
ます。ただ先ほど御意見がございま  
したように、いろいろ国庫負担制度  
等の問題を議論いたします際に、これ  
は第三の財源の与え方に相なるわけ  
でございますが、大蔵省の方の考え方  
といたしましては、まず交付税の配分  
が片づかぬかという議論をいたしま  
す。これは御案内の通りでございます。  
で、私どもといたしましては、それぞれ進  
んでおる県と、そうでない県とありま  
す。これは御案内の通りでございます  
が、進んでいる県といたしましては、

なおやはり民間投資に比べますという  
と、公共投資がおくれているというこ  
とがいわれておることは御案内の通り  
でございますので、やはりそれはそれ  
として伸ばしていかねばならぬ。  
そこで、交付税制度の中で、財政の貧  
弱な団体についてめんどうを見ていく  
という方向をここ数年とっておるわけ  
でございます。これも御案内の通りで  
ございますが、しかし、それもやはり  
限度がある。単に与えられた交付税の  
中であつて、配分を後進地域にだけ傾  
斜をつけていきますと、先進県でもや  
るべきものが十分やれないというよう  
な点も出てくる、こういうおそれがあ  
りますので、さらに一歩進めまして、  
今度は国庫の補助自体の中であつて吟  
味をすべきものはやはり吟味をしてい  
かなければならぬ、こういう態度を自  
治省としてはとっておるわけございま  
す。特に、先ほども御意見のありま  
したように、公共事業ということにな  
りますと、相当国としての観点  
からこれを強力に進めていく、こうい  
う点があることは御意見の通りでござ  
います。そこで私も、そのような  
性格を持つておるから、ぜひやはり国  
庫負担の割合というものをこの際変え  
ていかなければならぬ、その中には、  
最初に御指摘がございましたように、  
直轄事業等についてどうするかという  
問題もあつたことは事実であります。

ただ、われわれといたしましては、直  
轄事業でやるのが本体であるか、ある  
いは公共団体を通してやるのが本体で  
あるかということを考えますと、自治  
省の立場といたしましては、やはり中  
間広域団体としての県にできるだけ事  
業をやらせる、なるべく住民に近いと

ころでもって事業をやらせる、その  
議会の批判を通しながら事業をやらせ  
る、これが本体であらうと考へておる  
わけでありませう。直轄事業は、万やむ  
を得ない場合にやつていただく、これ  
はどうしても団体にまかせることがで  
きないような性格のものについて、  
やつていただく、こういうような基本  
的な考えを持つておるわけございま  
す。ただ、その場合において、直轄で  
やるならば、できるだけ国庫の責任を  
明らかにしてやつていきたいというの  
が、従来からの基本的態度でありま  
す。この態度につきましては、現在で  
も変わつていないつもりでございま  
す。

地方交付税の問題といたしまして  
は、全国的な直轄事業のあり方という  
ものをどうするかという根本問題につ  
いては、まだ解決に至つていないわけ  
でございますが、交付税の配分を通し  
ていろいろ後進地域の開発をはかつて  
いくというような点についても限界が  
ございませう。また当面の非常に急ぎ  
ますところの後進地域の格差は正のた  
めに公共事業を伸ばすということをも  
まづ円滑にやらせなければならぬ、そ  
こで、どうしてもそれらの地域につい  
ては、国庫補助という制度を通して、  
そこに財源を集中して与えていく、こ  
ういふような考え方をとるといふこと  
でこの法案を出したわけでございます。  
で、対象県といたしましては、こ  
れは相当数が多いという点もあつたわ  
けでございますが、三十五県というよ  
うな相当数の団体を一応対象にし、し  
かも、財政力の悪い団体ほど引き上げ  
率を高くしていく、こういうような建  
前をとつておるわけでございます。

だ、現在の交付税制度そのもののワッ  
クについても、十分であるかどうかとい  
うことについては、いろいろ御議論が  
あると思ひます。それらについては、  
なお今後自治省といたしましては勉強  
していかなければならぬわけございま  
す。先ほど実例としてあげられま  
した美濃加茂市のような例について  
は、実は他の団体についても、従来実  
態調査の際等に、そういうような例に  
お目にかかることがございませう。  
で、それらはただいま行政局長から御  
答弁がございましたように、好ましくな  
い事態でございませうので、私どもとい  
たしましては、そういう事態を避ける  
ように、それぞれ事態にお目にかか  
つたつどに指導を申し上げますとも  
に、また一般的にも通牒で実を出した  
ことがございませう。ただ、今あげられ  
ましたような庁舎とか大きな事業にな  
りますと、要するに単年度の財源  
をもつてそれらを片づけるということ  
にむづかしい問題があるわけございま  
す。その問題については、別途単独  
的措置等での措置をいただいたり、あ  
るいは団体によつては、やはり数年間  
計画的に財政運営を考へて、そうして  
それをやるというようにすることをすべ  
きであつて、ただいま実例としてあげら  
れましたような方法でもつてやること  
は、好ましくなく、こういうことを申  
し上げておるわけでございます。そう  
いふような個々の事態については、な  
お財政運営の面もあろうかと思ひます  
ので、その点はよく注意いたしたいと  
思ひますが、なお一般的に御議論のあ  
りました財源の充実ということにつき  
ましては、自治省としても絶えず努力  
をしていかなければならぬと考へて

おる次第でございませう。  
○松永忠二君 今、加瀬委員からお話  
が出ておるように、地方税の財源とし  
ての交付税をふやしていくという努力  
から、どちらかというところ、国庫補助金  
にウェイトを置いて、地方団体の財源  
の獲得をある程度考へるといふ方向が  
来たのではないかと。そういう点にな  
ると、従来の基本的な線が、やや薄れて  
きておるというふうなお話が出ておる  
わけでございます。私どももそういう  
感じを強く持つておるわけですが、そ  
うなつてくると、今、企画庁が出して  
おります低開発地域工業開発促進法案  
というのがありますが、これについて  
は、その指定された地域について、た  
とえば事業税とか不動産の取得税であ  
るとか、あるいは固定資産税について  
非課税にしていく、あるいは、ある一  
定の年度をとつて免税にしていく、そ  
の場合には、基準財政収入額から差し  
引いていくというやり方をしているわ  
けです。これは全く今、加瀬委員から  
言われたように、交付税のワックはそ  
のままにしておいて、それをただ操作を  
するといふ形で低開発地域工業開発促  
進法案が出されておるわけですが、こ  
ういふ点は、そうすると自治省として  
は絶対反対をしていったのです。しか  
し、それがついにいれられずにごうい  
うことになつたのだ、こういうことだ  
と考へるわけですが、今の基本線から  
いふと、そういう努力において欠けて  
いるという点がまたそこに出ていると  
思ふのですが、こういう点は、どうい  
うふうな考え方を持たれておるかとい  
う点を一つ。

の充実増額の努力をむしろこの方へ  
持つてきたのではないかと御議論  
でございますが、経過的に御説明させ  
ていただきますと、この法案は、実は  
昨年来、私たちが大蔵省へ予算編成の際  
に持ち込んで、各地方自治体とともに  
運動を続けてきたのでございまして、  
決して唐突に行なつたものでございま  
せん。あくまでも一般財源の充実とい  
うことにつきましては、昨年も本年も  
同じように考へておる、しかしなが  
ら、一般財源の性格上及ぼし得ない  
増額という形で両者相待つて地域差の  
拡大を防いでいくという方向に向か  
つてやらなければならぬ、こういう観  
点から、昨年来十分計画いたしました  
ものを今年法案として御審議を願ひ、  
予算にも計上された次第であります。  
この点は決して一般財源の充実を軽視  
しておるものではないと思へば、御  
了承賜りたいと思ひます。

第二点の低開発地帯の分につきま  
しての御意見はごもつともでございま  
して、私たちが当然この分は交付税によ  
るところの地方財源の中でこれを勘案  
するのでなく、むしろ国費をもつて  
補助政策をやるなら補助政策をやる、  
このような意見を持つておつたのでご  
ざいませう。しかしながら、金額その他  
の点から考へ、大きな意味におけるこ  
ころの地方の地域格差の解消という点  
から考へまして、交付税制度によるこ  
との方がより適切であり、これを行  
いますところの金額も、その他の団体の  
行政水準をそのまま落とすといふほど  
のものではないといふ点から私たちが  
了承いたしました次第であります。しか  
し、これが膨大な数字に及ぶと

いふふうな状況のときは、当然一般財源のこの分に対処するところの充実というものを別途講ずる、あるいは国庫補助の形で処置をしなければならぬ、こういうふうな考へておる次第であります。

○加瀬完君 話のついでに一点明らかにしておきたいが、美濃加茂市の場合、もう一度申し上げますが、寄付金という名目で一応金額の受け入れをして、これを報奨金という名目で、内容的には元利を年次計画で償還する、こういう方法をとっている、これは違法ですか、違法ではありませんか。

○政府委員(藤井貞夫君) 今申し上げましたように、まだ私たちとしても実態を把握いたしておりませんが、今お話しになりましたその事実をそのままということをお前提にして申し上げます、それは起債の措置について一種の脱法措置というふうな言っているのではないかと感じがいたすのであります。

○加瀬完君 脱法ということは違法だということですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 事実がわかりませんので……

○加瀬完君 事実が私が申し上げた通りだ。

○政府委員(藤井貞夫君) 的確な御意見は申し上げかねますので、ご意見を後刻、事実調査の上で的確なる答弁をさせていただきます、かように考へておるので御了承賜りたいと思ひます。

○加瀬完君 これは質問からはずれませんが、この公共事業というワケは、大体道路投資が対象じゃありませんか。

か。産業投資の面というのは非常に少ないのじゃありませんか。と言いますのは、政府の提案されております、今問題の農業基本法にしても、これは相当の土地改良なり、土地造成なりというものをやっておかなければ、農業基本法の目的は達せられないことにならぬ。あるいは農村の余剰人口ということも、あるいは農地の吸収等ということになれば、工場配置等の問題も当然からんでくる。そうすると地方としては、まず公共投資としてやらなければならぬのは土地改良をどうするか、土地造成をどうするか、工場設置をどうするかという問題が地方としては必要欠くべからざるものになってくるわけでありまして、松永委員の指摘した通りに、低開発地域であれば、なおさらそういう必要に迫られてくる。しかし、今度の補助率をどうこうするということだけでは、今私の申し上げた問題を解決することはできない。ですから、どうしたって未開発地域を開発しようということであれば、少なくとも農業基本法などを出している政府としては、それは受けて立つ財政力ということの裏づけを考へなければならぬと思ふが、それらは含まれておりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 御指摘の点まことにひとつもご意見は、この法律そのものによつて現在のおかれている低開発地域の産業構造を引き上げることができるとかということになりましたら、もちろん困難でございます。むしろこの後進地域の問題は、これらの産業基盤の最も基礎となるものである道路とか、河川とか、それらの公共事業、それすらもおこなわれているところに対するものをぜひ実施して

ていきたいというのが意向でございます。出した低開発地域の法律の問題、あるいは農業方面で御指摘がありましたのは、農業基本法に基づくところの具体的な法律案も今後提出されることにならうと思ひますが、そういったものとの総合的に勘案して実施されて、初めて実態の実をあげていかれるのではなからうか。そのうちの、これはむしろ根本の基礎条件となるべき立地条件を確保するための公共事業をより受けやすくするための役目を果たすものとしてこの法律を提出させていただいているわけでありまして。

○委員長(増原恵吉君) 三案に関する質疑を一時中断いたしました。地方行政の改革に関する調査を議題といたしました。

この際、お諮りをいたします。委員外議員相馬助治君から、本件について発言を求められておりますが、これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないと認め、相馬君の発言を許します。

○委員外議員(相馬助治君) 重要な法案の審議の途中で委員外発言をお認め下さった委員長並びに委員各位に敬意を表します。

この際、安井大臣にお尋ねをいたし、特に善処方をお願いしたい件があつて質問をいたします。

大臣すでに御承知のように、町村合併法の有効期間も残り少なくなつて、この種問題について、それぞれ自治省が指導的立場に立つて結論を急がなければならぬ事態は、私もよく了解を

しているつもりです。ここに栃木県の桑絹村の分村の問題に關しまして、自治省から示された調停案に端を發して水利権に問題が波及して、田植期を前にして村の中にはただならぬ空気がただよつてゐる状態でございます。この中で、栃木県側としては、党派を越えて、それぞれの立場々々を越えて本問題について重大な関心を持っていて、自治大臣の善処方を期待しているところなんでございますが、この桑絹村の分村の問題について現在の状態について、簡単にけつこうですか、一つ承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(安井謙君) 今、相馬委員から御指摘の桑絹村の合併問題と申しますのは、茨城県那珂市と栃木県桑絹村との合併問題が起つておりました、年来これがまだ解決を見ない状況にあるわけでありまして、最近に至りまして、これに對してこの合併問題に対する調停委員会の調停案なるものが提出されて、一部が指定して茨城県の那珂市と合併してはどうかという調停案が出たわけでございますが、これは栃木県側が受け入れるところと相なりませんが、どうも調停案そのものは調停不成立という成りに相なつておるわけでありまして、そうしまし

て、この合併に關する法律がこの六月二十九日でもって期限切れになるというふうな關係がありまして、この問題は早急解決を要するに、時間的にも実は迫られておりました。そこで自治省といたしましては、この間に立ちまして、どういふふうな合理的にこの問題を解決するかという点につきま

でき得る限り穩便な方法で、両地域に、あるいは両県に紛糾のないような方法で、できるだけ何か解決をいたしたいというふうな今考へ、自治省としても目下それについてのいろいろと検討を進めておる最中でございます。

○委員外議員(相馬助治君) 具体的なことになりまして、必要あれば局長をして答弁せしめられてもけっこうでございますが、大臣に承りたいことは、この調停案の内容は、従来慣習的に、水利の上からも、あるいはまた生活環境の上からも、また今までの経緯からも、こういう分村案というものは出ないであらうと、実のところは村当局並びに県は、私どもも含めて、考へていたところへこうした調停案が出たわけなんですけれども、この調停案が出るまでに、どのような経過、そしてまた、どのような理由によつてこのいふふうな調停案作成になつたのか。その辺の事情について、念のため承つておきたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 本調停につきましては、数カ年にわたつて調停委員が鋭意、現地の事情の調査あるいは關係者の事情の聴取等を行なつて参りましたのであります。で、途中におきまして、一時、現地において事態が解決をされるというふうな見通しも出てきた場面もありましたので、それらの話し合いの結果に期待するというような態度で、一時、調停の進行を見合せておつたという事態もあつたのであります。ところがその後、やはり依然といたしまして結城市への合併の意向というものが關係地域住民の間では非常に熾烈であつて、一向その気持が靜まらぬというふうな事態もございまして、調停委員といたしましては、

先刻お話もございました、時間の切迫

ります。

の説明の中で、ごもっともな面もある

るより明らかで、自治省の今までやっ

ないということは、その通りだと私た

というごときもございました、最終的に

で、この間に、用水の問題に関連を

てはきわめて穩当を欠くものがありま

も、事ここに至っては、栃木県側とし

この問題は当地域の紛争の解決の方向

調停案を作成をして、これを関係当局

ことは私たちが承知をいたしております

す。調停委員自身も用水問題について

得ない場合なのであって、その点を一

も、全く本人が知らない間に名前が出

に示したということに相なっております

みまして、不備であったような点も中

今、田植期を前にして血の雨が降ると

件を見て、もうお気づきのようこの条

また、調停案の内容では、水利権の問

であり、法律の精神といたしましては、

全無無関心であったわけではないので

どもいたしまして、そういうタイ

つ大臣もよく御了承願いたい。

も、全くなり紛争が激化したとしてお

いて、法律の精神といたしましては、

いはいまして、やはり地元住民の意

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

向といふものを第一義的に考えていく

というごときもございまして、これは

が、聞くところによると、その際、南

部の方からこの調停案が示されても水

理的な話し合いをもって円満に解決す

といたしまして、これは、これは申す

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

地元の意向といたしまして、ただし、

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

他の事情から見ても、市制、交通その

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

あるというごときもございまして、

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

達成せしめるといふことも、これは考

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

えてみなければなりませんので、客観

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

的、主観的な要件というものが合致を

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

いたしまして、全国的にこうし

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

て町村合併が行なわれておた段階で

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

もございまして、その際に県境の問

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

いうものを入れて、その意向を実現す

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

る方途を講ずるべきではないかとい

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

のが法の精神であったように考えるの

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

であります。ただ、県境の問題でござ

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

いますから、何と申しまして、やは

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

はり県と県の立場なり、あるいは、

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

そういうものは合理性がないというふ

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

うに一般にはいわれるかもしれない

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

が、やはり県民感情なり、そういうた

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

ものもやはりこれはないがしろにする

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

わけには参りません。そういう点で、

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

きわめて困難な問題でございまして

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

で、調停委員も非常に腐心をせられた

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

のでありますけれども、諸般の事情を

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

考慮されました、一部の部落につ

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

いて、これはやはり結城市に編入する

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

ことが妥当ではないかというふうな結

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

論を出されたように承っておりますので

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

○委員外議員(相馬助治君) 今の局長

元でもかなり紛争が激化したとしてお

求して速記をはずして発言しなさい。

私がお尋ねしたいことの一点は、こ

理的な話し合いをもって円満に解決す

て行なっている状況でございます。

○委員外議員(相馬助治君) そのくい打ち、コンクリート打ちをやめさせて、平穏な状態に戻して話を進めるべきであるという局長の見解は同感です。そうしてそれに向かっての努力をしておられることですが、具体的にそれはどんな努力をされておりますか。そうしてその見直しはどうですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 今まで二回にわたりました。用水関係者の集集を求めていろいろわれわれも中に入りまして話し合いを進めさせておるのであります。きのうもやりました。大体まあ争点というやうなものも明らかになつてきておるのでございますが、今明日中に、われわれといたしましても部内でも十分に相談をいたしまして、その結果、事柄——紛争の処理の方向自体は別問題として、やはり事態を平穏に戻す意味において、くい打ちということはやはりやめてもらう、その上において事柄を進めていくことが適當ではないかということ、県を通じて意思表示をいたしたい、かように考えておるのであります。

○委員外議員(相馬助治君) 自治省の努力は認めますが、水かけ論とはうまいことを言うものだと言さるながら痛感するやうに、何か水利問題の話し合いは全然話が進まないで、むしろ逆に感情的になっておられることを聞いていますので、残念ながらこの水論争の起きた原因を除去し、訂正しない限りは、とてもそのくい打ちをどうこうということの解決は不可能だと私は思うのです。

そこで、大臣にお尋ねいたしますが、今はこの分村問題でなくて水問題

なのです。私は水問題であるがゆえに質問をしているのです。そうしますと、そういう調停案が出て水問題は起きないであらう、その理由はかくかくだというので署名捺印をした協定書が出て、これがその調停委員諸君のものと考え方を相当大きく動かしたことはいふまでもない事実だと思つたのです。こういうふうな前提に立った協定書、これに対して大臣は明確にどうするか、こうすると言えないことは私もよくわかりませんが、最高責任者としてのあなたは、この調停案について再考ないしは調停委員諸君と話し合い、そういうふうな政治的解決というやうなものも一部お考えでしょうか。すでにそういう段階ではないかという御見解でしょうか。

○國務大臣(安井謙君) 先ほど行政局長も、今この紛争解決のために非常に努力をいたしておる最中でありまして、この個々の内容について今なかなか申し上げにくい点もあるということ、御了承をいただきたいという趣旨で申したと思つて、今御指摘のこの調停案そのものは、現在すでにこの調停は不成立という形になっておるわけでありまして、従いまして、調停案そのものは、まあ栃木県がこれを拒否しております。不成立でありますから、自治省としては、不成立になつたという前提を十分認識をいたしましたこと、そのものにとらわれてしまつたこと、何と申しましてもこれは村の同志の局地的な問題でありますので、両県の知事あるいはその地域の村長なり、あるいは責任者、そういう者へ問題を集約いたしましたして、何か円満な解

決の方法をはかるというところで努力をしておるわけで、まあ調停案そのものにそのままこだわつておるというわけのものじゃございません。

○委員外議員(相馬助治君) 大臣の非常に広い見解に立つた御発言に敬意を表します。で、局長が先ほど、これが調停不成立の場合には、自治省として、法に示された具体的な方法をとらなければならぬということをおっしゃつたが、これも局長として、事務局を代表するあなたとしては当然そう考へておいてなるかと思つたのです。しかし、問題はそういうふうな、これを法的に云々というやうなことで、町村合併促進法が失効するからその前に片づけるのだというところでやられますと、とてつもない問題が起きます。血の雨が降るといふやうな問題が起きますということを私も憂慮してお尋ねをしてきておるわけなんです。

○委員外議員(相馬助治君) それでは、まあ意地の悪い質問をすれば、そういうことをおやりになつて血の雨が降つたときには、安井大臣は責任を持つのですか、こう聞きたいところですが、そう申しても御無理ですから、ここではそういう発言をいたしません。しかし、十分そういうことが予想されますので、この問題については、われわれは憂慮しておるわけなのです。それで、調停案そのものに深くこだわるものではない、現地の状況その他も考へて、そうしてこれを解決したい、こういう大臣の趣旨と承つたのでありますが、非常にくだいようでございしますが、さように了解をしてよろしいと思つたのですが、再度大臣の御見解をこの際承つておきたい。

○國務大臣(安井謙君) 先ほど申し上げましたやうに、この事態を円満に、その紛争を極力なくしてやりたいという努力は、事務当局におきましては、行政局長が中心になつて進めておるのでありまして、ただ何でもかんでも機械的な方法がよろしいのだというふうな事務当局といへども考へておるわけじゃないと存じます。これは、もし言葉が足りませんでしたら、その点は事務当局も十分にこの全般の事態を認識いたしましたして、円満な解決のために努力をしておるものである、こういうふうな御了解を賜つてよからうと思つた。

○委員外議員(相馬助治君) 委員長、ちょっと速記とめて下さい。

○委員外議員(相馬助治君) 委員長、ちょっと速記とめて下さい。

○委員外議員(相馬助治君) 委員長、ちょっと速記とめて下さい。

○委員外議員(相馬助治君) 委員長、ちょっと速記とめて下さい。

○委員外議員(相馬助治君) 委員長、ちょっと速記とめて下さい。

○委員外議員(相馬助治君) 委員長、ちょっと速記とめて下さい。

○委員外議員(相馬助治君) 委員長、ちょっと速記とめて下さい。

○委員外議員(相馬助治君) 委員長、ちょっと速記とめて下さい。

○委員外議員(相馬助治君) 委員長、ちょっと速記とめて下さい。

たというけれども、これは、あなたの方の単位費用の算定基礎でも明らかにならうに、単位費用そのものをふやしていく、極端に言うならば、当然ふやさない限りは傾斜配分できないわけですね。行政水準というのを一応考へて、目途にして行政水準を引き上げようとするならば、行政水準に見合った単位費用を引き上げなければならぬ。しかしながら、それはどこかでブレーキをかけない限り、後進地域の傾斜配分というものはできないわけですね。どういふようですけれども、交付税は交付税の本来の性格からそのまま全体の行政水準が引き上がるやうに単位費用をふやしていく。公共事業が進まないというのは、公共事業を進められるやうに特別財源措置を当然国の計画で行なうことなから、国に要求すればいい。それをやめて、ふえてくる分だからといつて傾斜配分をすれば、傾斜配分は糸口が一つできた、これからいろいろ問題が起つてみんな傾斜配分になつてしまふ。これは大蔵省の主張の通り、そうなつて参りますと、交付税の一般財源としての基礎というものは非常に薄弱になつてくる。意義がなくなつてくる、こういう心配を私どもしているわけですね。大臣もおりませんし、渡海さんもおりませんし、財政局長もおりませんから、そういう点もつと明確に答えられるやうにして下さいませんか。この次にさらにもつと質問を続けますから、これは財政局長の担当なんですよ。行政局長じゃないで

○政府委員(藤井貞夫君) 私じゃありません。

○政府委員(藤井貞夫君) 私じゃありません。

○政府委員(藤井貞夫君) 私じゃありません。

○政府委員(藤井貞夫君) 私じゃありません。



○加瀬完君 財政局長おられないから、この次に質問をしたいと思いません。その点は明確に、それぞれの資料もございましたら、またいただいで質問をさせていただきますから。

○占部秀男君 あわせて僕も希望があるのですが、それは財政局長にお伝え願いたいのですが、あるいは今の加瀬さんの質問の中で、私が来ない前にあったかもしれないけれども、この法律を実施するに伴って、いわゆる交付税問題を離れて、国からの何か高率補助に要する特別財源というようなものを用意されておるならば、その金額を一つ明確にしたい、こういうふうな思いがあります。それはあとで一緒に……。

○説明員(茨木広君) これは予算の方の問題は、直轄事業につきましては、今年度の予算に、従来の再建団体の補助率アップの分と合わせまして六十九億計上されておるわけでございます。ただ、若干事業の範囲なりが拡大されております関係上、当初予算を編成したころよりも、やはり教務主要財源が多くなるだろうというふうな推定になっております。その分については、補助事業の方の分につきましては、全部一年おくれの三十七年度予算に計上するということになっておりますので、その分と合わせまして三十七年度予算に計上される、こういうことになっております。現在の予想されております額では、補助事業と直轄事業と合計いたしまして、百七十億から百八十億前後の数字に相なるだろうと思えます。これはその関係団体の公共事業の全体配分がきまりましたあとで、確定的な数字がきまるわけでございますが、大

体そのような援助額が別途加算される、こういうことに相なっておりますのでございませう。

○占部秀男君 今の点もあわせて書いて出してもらいたいと思えます。

○委員長(増原恵吉君) 残余の質疑は、次回に譲ることいたしました。本日はこれにて散会いたします。午後零時十七分散会

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、離島振興法の一部を改正する法律案(衆)

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律  
離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「必要と認める離島」の下に「の地域の全部又は一部」を加える。  
第九条第五項中「十分の三・五以内」を「十分の四以内」に改める。  
第十一条第一項中「委員三十人以上」を「委員三十一人以上」に改め、同項中第三号を第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。  
三 北海道開発事務次官  
別表(三)中「三分の二」を「四分の三」に改める。  
附則  
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約一億円の見込みである。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、道路交通法第百三条改正に関する請願(第一九八四号)(第一九八五号)(第二〇〇四号)(第二〇〇五号)(第二〇一四号)(第二〇一八号)(第二〇三二号)  
一、連座制強化のための選挙法改正に関する請願(第二〇三〇号)  
一、非常勤消防団員に対する公務災害補償費引上げに関する請願(第二〇五九号)

第一九八四号 昭和三十六年四月十四日受理  
道路交通法第百三条改正に関する請願  
請願者 岡山市東山下九三岡山ゴム会館三階岡山県自動車交通協会内 石津竜輔

紹介議員 近藤 鶴代君  
自家用車によるヤミタクシーの違法性については、道路運送法に規定してあるが、この種の違法行為は最近増加する一方で、全国的にまん延し、かつ、各所で不祥事件すら発生している実情である。しかるに、この不法行為に対する法的措置は、当該車両のナンバー領置等の処分がなされるだけで、不法行為者自身について、なんらの規制がないため、この種の行為が常習的に反復され、その跡を絶たない実情にあるから、このような行為者に対し、運転免許証の取消し又は停止処分を行なうなど、抜本をく源的方法を講ずるよ

う、道路交通法第百三条の改正を図りたいとの請願。  
第一九八五号 昭和三十六年四月十四日受理  
道路交通法第百三条改正に関する請願  
請願者 福岡市大名町字柳原二三社団法人福岡県乗用自動車協会会長 藤野秀起

紹介議員 野田 俊作君  
この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第一九九四号 昭和三十六年四月十五日受理  
道路交通法第百三条改正に関する請願  
請願者 福島市栄町二六福島県乗用自動車協会内 山口章

紹介議員 松平 勇雄君  
この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第二〇〇四号 昭和三十六年四月十七日受理  
道路交通法第百三条改正に関する請願  
請願者 福島市栄町二六福島県乗用自動車協会内 野崎理夫

紹介議員 田畑 金光君  
この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第二〇〇五号 昭和三十六年四月十七日受理  
道路交通法第百三条改正に関する請願  
請願者 新潟市一番堀通町二ノ一新潟県バス・ハイヤー

協会内 中野四郎太  
紹介議員 小林 孝平君  
この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第二〇一四号 昭和三十六年四月十八日受理  
道路交通法第百三条改正に関する請願  
請願者 滋賀県大津市榊屋町一〇滋賀県旅客自動車協会内 後藤徳次

紹介議員 村上 義一君  
この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第二〇一八号 昭和三十六年四月十八日受理  
道路交通法第百三条改正に関する請願  
請願者 富山市新富町八〇八館金吾

紹介議員 櫻井 志郎君  
この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第二〇三二号 昭和三十六年四月十九日受理  
道路交通法第百三条改正に関する請願  
請願者 佐賀市大財町一本松二六三佐賀県バス・タクシー協会内 金子道雄

紹介議員 鍋島 直昭君  
この請願の趣旨は、第一九八四号と同じである。

第二〇三〇号 昭和三十六年四月十八日受理  
連座制強化のための選挙法改正に関する請願(二通)  
請願者 東京都渋谷区羽沢町六

六 久保桂子外一名  
紹介議員 久保 等君

明るい政治実現のため、連座制を強化する選挙法の改正を行なわれないとの請願。

第二〇五九号 昭和三十六年四月十九日受理

非常勤消防団員に対する公務災害補償費引上げに関する請願

請願者 熊本県上益城郡御船町 上益城郡町村議会議長 会内 吉本千尋

紹介議員 森中 守義君

非常勤消防団員は、全国で二百方に近い数に達しているが、これは団員の公務上の死亡、負傷、疾病等不幸な事故は年々増加しており、昭和三十四年度には全国で百三十六名の死者、一万名にのぼる負傷者、また六十八名の者が事故のため不具者となり、熊本県では二百四名の被災者を出している有様である。職業としての消防吏員と異なり、自己の職業も省みず消防活動に身を命をかけて奉仕する非常勤消防団員に報いるためには、現在あまりにも低い公務災害補償基準を大幅に引き上げ、万一公務上の災害により死亡した団員の遺族並びに不具者になつた団員に対して年金を増額支給するよう善処せられたいとの請願。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、道路交通法第百三条改正に関する請願(第二一六九号)

第二一六九号 昭和三十六年四月二十五日受理

道路交通法第百三条改正に関する請願 (二十通)

請願者 福島県磐城市隼人七四 有限会社小名浜タク シー代表取締役 藤田 喜次男外十九名

紹介議員 田畑 金光君

自家用車によるヤミタクシーの違法性については、道路運送法に規定してあるが、この種の違法行為は最近増加する一方で、全国的にまん延し、かつ、各所で不祥事件すら発生している実情である。しかるに、この不法行為に対する法的措置は、当該車両のナンバー領置等の処分がなされるだけで、不法行為自身について、なんらの規制がないため、この種の行為が常習的に反復され、その跡を絶たない実情にあるから、このような行為者に対し、運転免許証の取消し又は停止処分を行なうなど、抜本をく源的方法を講ずるよう、道路交通法第百三条の改正を図られたいとの請願。